静岡県産材証明制度

JAS製品

静岡県 経済産業部 森林・林業局
林業振興課 県産材利用班

静岡県産材証明制度

静岡県産材証明制度について

① 静岡県産材証明制度とは

② 静岡県産材販売管理票のながれ

③「住んでよし しずおか木の家推進事業」
「しずおか木使い施設推進事業」と
県産材販売管理票

① 静岡県産材証明制度とは

原木生産、加工・製造、流通、最終消費のどの位置からも、対象となる原木、製品が静岡県産材であることを証明できる仕組み

静岡県産材販売管理票で証明

静岡県産材の定義（静岡県産材証明制度第２条）

- 県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の**原木**
- 県内で伐採されたスギ、ヒノキ等の原木を**県内で加工・製造した加工丸太、製材品、加工品**（県産材使用比率：10%以上）
- 前述の**加工丸太、製材品、加工品**を、**県外で加工・製造した加工品（県産材使用比率：10%以上）**

②　静岡県産材販売管理票のながれ
（１）原木、製品、加工品、製材品の例

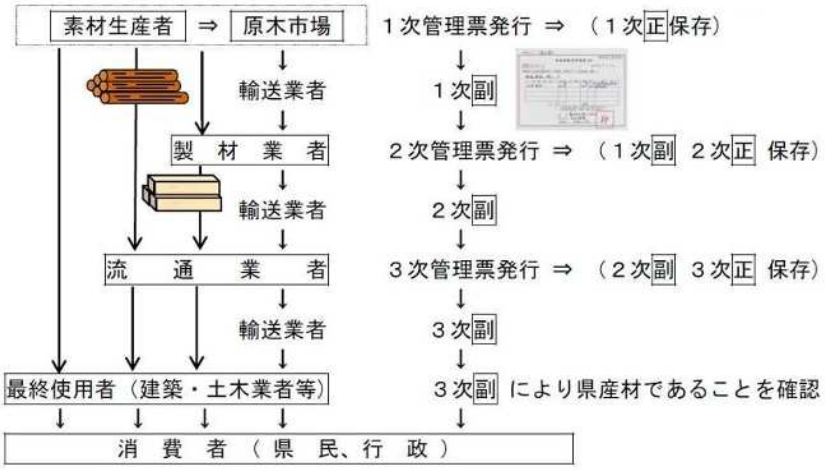

②　静岡県産材販売管理票のながれ
（１）原木、製品、加工品、製材品の例

<u>県内加工は白色</u>

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静 岡 県 産 材 販 売 管 理 票

一次・二次・三次・（　　）← 生産者は一次に○、それ以外は元となる管理票に１を加えた数字に○　　平成　年　月　日

↑ 発行した日付を記入

管理票番号　（業者登録番号）－（発行番号）－（市町番号）← 必ず記入

＊市町村番号は、一次管理票番号と同じとなる。

（販売先の事業者名を記入）　様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備　考
スギ原木、ヒノキ柱、スギ杭丸太等						○○市・町（○○○○－○○○－○○） 間伐材
↑　販売した木材の種類を記入						↑ 一次管理票の場合は、生産地を記入（必須） 間伐材の場合は、その旨を記入（必須）
						↑ 二次以降の管理票については、 一次前の管理票番号を記入（必須） 間伐材の場合は、その旨を記入（必須）
合計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。
③加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

上記の県産材は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

↑ 合法木材の場合は、その旨を記入する。 → （ＣｏＣ認証・合法認定等番号）

（ただし、品番品名、材積等を、納品書などにより別途添付する場合は、添付書面で合法証明すること。）

住　　所（発行事業者の内容を記入）
登録業者名
代表者名　　印

②　静岡県産材販売管理票のながれ
（２）県外で加工・製造した加工品の例

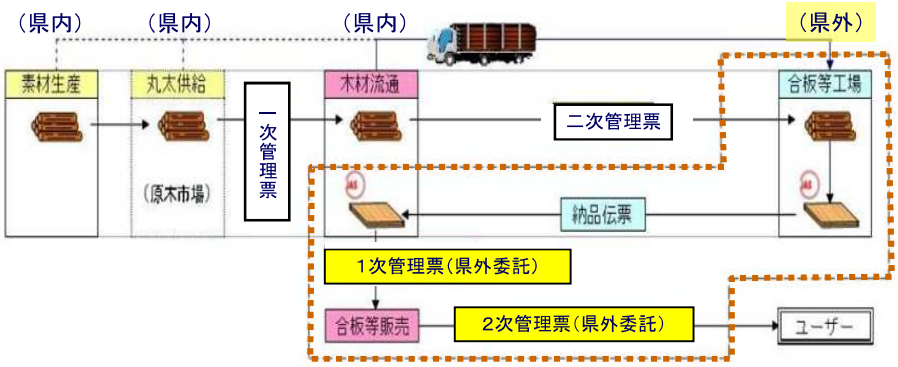

県外で加工・製造した加工品の販売を行う者は、

事前に静岡県木材協同組合連合会長の承認を受ける必要がある

②　静岡県産材販売管理票のながれ
（２）県外で加工・製造した加工品の例

県外加工は黄色

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静 岡 県 産 材 販 売 管 理 票（県外委託加工）

一次・二次・三次・（　）← 製造委託等を行った県産材取扱業者は一次に○、それ以外は元となる管理票に１を加えた数字に○

平成　年　月　日
↑
発行した日付を記入

管理票番号　（業者登録番号）－（発行番号）－（市町番号）← 必ず記入
＊市町村番号は、一次管理票番号と同じとなる。

（販売先の事業者名を記入）　様

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備　考
合板、造作用集成材等						原木：○○○○－○○○－○○ 委託加工：委託内容－委託先名
↑販売した木材の種類を記入						↑ 一次管理票の場合は、原料の内訳が分かるもの（製品ロットNo.、原木の県産材販売管理票番号等）を記入（必須）
						↑ 二次以降の管理票については、一次前の管理票番号を記入（必須）
合計						

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え、「H」は記載しない。
②委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入する。
③加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、備考欄にその割合を記入する。

上記の県産材は合法的に伐採された木材のみを原料としています。

↑ 合法木材の場合は、その旨を記入する。 → （ＣｏＣ認証・合法認定等番号）

（ただし、品番品名、材積等を、納品書などにより別途添付する場合は、添付書面で合法証明すること。）

住　　所（発行事業者の内容を記入）
登録業者名
代表者名

③「住んでよし しずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」（１）提出書類

「住んでよし しずおか木の家推進事業」と

「しずおか木使い施設推進事業」では、

実績報告書提出の際に、

<u>静岡県産材販売管理票</u>の提出が必要です。

③「住んでよし しずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」（２）静岡県産材販売管理票の記載事項の注意点

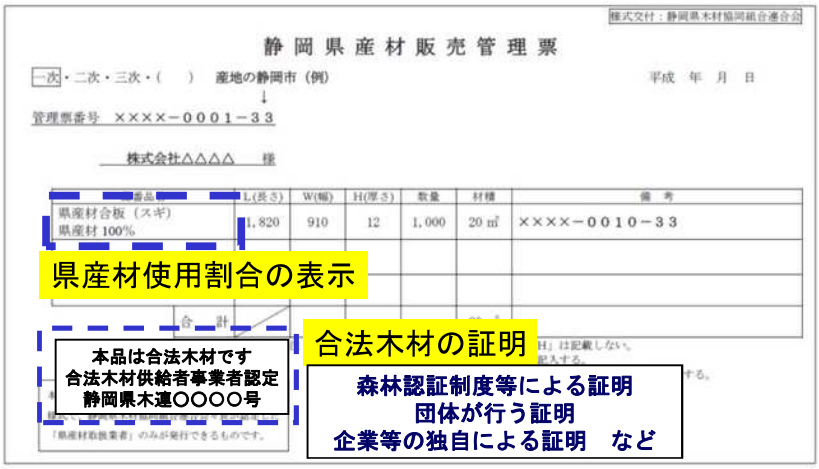

※柱等ムク製品以外の木材製品等は、その使用割合を表示しなければならない。
（合板等の場合は、100%でも表示する）

③「住んでよししずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」
（３）静岡県産材販売管理票　記載例１

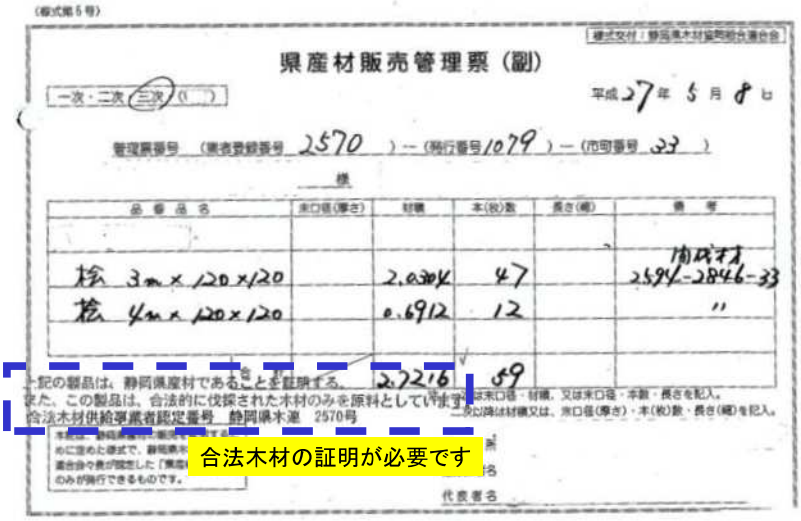

（様式第５号）

県産材販売管理票（副）

一次・二次・三次（　）

平成27年5月8日

管理票番号（県表登録番号 2570 ）－（発行番号 1079 ）－（市町番号 33 ）

様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備考
桧 3m×120×120		2.0304	47		南成材 2594-2846-33
桧 4m×120×120		0.6912	12		〃
合計		2.7216	59		

上記の製品は、静岡県産材であることを証明する。
また、この製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。
合法木材供給事業者認定番号　静岡県木連　2570号

合法木材の証明が必要です

代表者名

③「住んでよししずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」
（３）静岡県産材販売管理票　記載例２

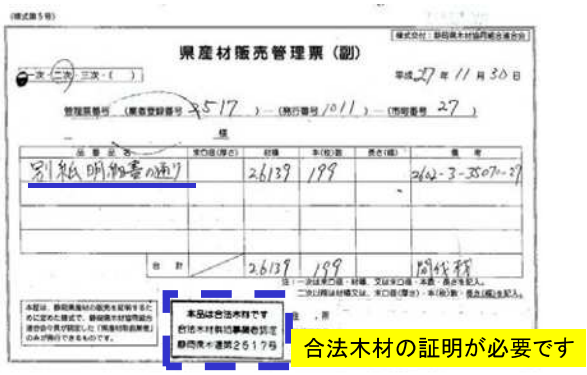

（様式第５号）

県産材販売管理票（副）

一次・二次・三次・（　）

平成27年11月30日

管理票番号（県表登録番号 2517 ）－（発行番号 1011 ）－（市町番号 27 ）

様

品番品名	末口径(厚さ)	材積	本(枚)数	長さ(幅)	備考
別紙明細書の通り		2.6139	199		2(2)-3-3507-27
合計		2.6139	199		南成材

本品は合法木材です
合法木材供給事業者認定
静岡県木連第2517号

合法木材の証明が必要です

別紙

出荷明細書

	名称	樹種	長さ (m)	断面寸法 (cm) 縦	横	単材積 (m3)	本(枚)数	総材積(m3)
構造用製材	底木	ヒノキ	4.00	6.4	8.0	0.0205	48	0.9840
	垂木	ヒノキ	3.00	4.5	8.0	0.0108	17	0.1836
	垂木	ヒノキ	4.00	4.5	8.0	0.0144	20	0.2880
	根太	ヒノキ	3.00	4.5	6.0	0.0081	42	0.3402
	桁太	ヒノキ	4.00	4.5	6.0	0.0108	67	0.7236
	その他	ヒノキ	4.00	4.5	10.5	0.0189	5	0.0945
合計							本 199	m3 2.6139

③「住んでよし しずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」

（３）静岡県産材販売管理票　記載例３（県外委託加工）

様式交付：静岡県木材協同組合連合会

静岡県産材販売管理票（県外委託加工）

一次・二次・三次・（　）　産地の番号

平成２７年　６月　１日

管理票番号　××××－０００１－９９

株式会社　地域材建設　様

２層以上の複合材料の場合は、
それぞれの元となる管理票番号をすべて記入

品番品名	L(長さ)	W(幅)	H(厚さ)	数量	材積	備考
複合フローリング	950	75	15mm	500	0.5㎥	
VWX-××××-○○-△△（単板）			3mm			××××－００７９－
〃（合板）			12mm			××××－００１０－３３ 県産材100%
合　計					0.5㎥	

注：①原木・丸太：「W」を末口径と読み替え　H
②委託加工等：備考欄にその内容と外注先を記入す
③加工品等：県産材の使用が一部となる場合は、

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、静岡県木材協同組合連合会会長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

登録業者名　株式会社　静岡フローリング
住　　所　静岡市葵区平和町１１１番１１０号
代表者名　代表取締役　山田　太郎　印

使用割合の表示

合法木材供給事業者認定
静岡県木連0000号
※本品は合法木材です

合法木材の証明

静岡県産材証明制度のおさらい

- 「住んでよし しずおか木の家推進事業」と「しずおか木使い施設推進事業」では、県産材であることの確認を **静岡県産材販売管理票** で行います。

- 県産材製品を販売、購入する際には、**静岡県産材販売管理票** の確認をお願いします。

【参考】静岡県産材販売管理票の記載～よくある間違い～

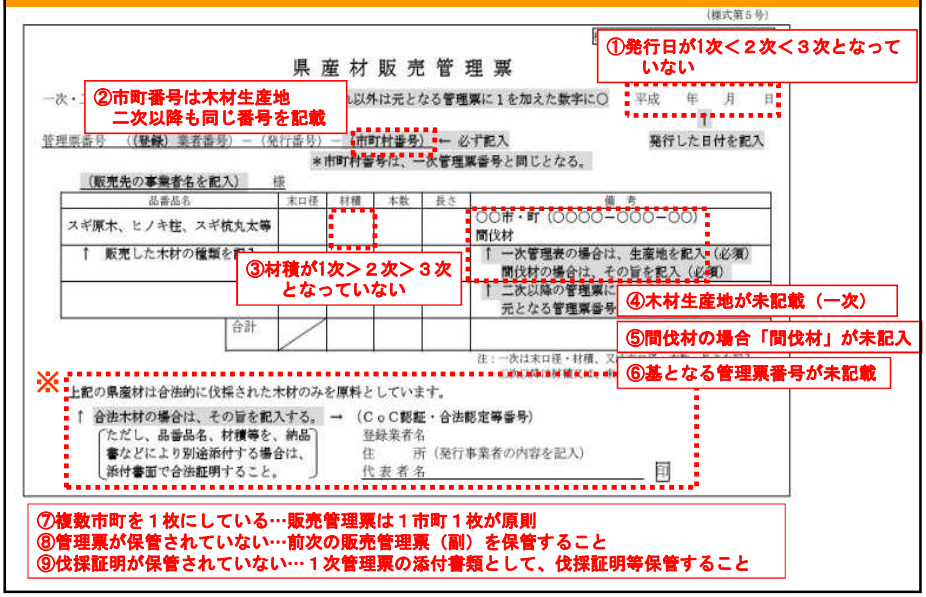

JAS製品

JAS製品

① 日本農林規格（JAS規格）とは

② 木材関係のJAS製品

③ 製材JASの規格区分

①日本農林規格（JAS規格）とは

○日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく、農・林・水・畜産物およびその加工品の品質保証の規格
○農林物資の製造業者等が予め登録認証機関の認証を受けて、製品についてJAS規格による格付を行い、製品にJASマークを表示（格付の表示）して販売することができる

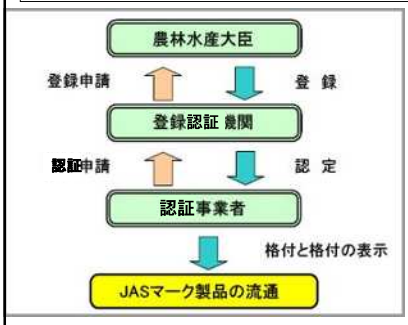

認証事業者
国に登録した認証機関から認証を取得した者

認証基準
登録認証機関は、製造業者等からの申請を受けて、農林物資の種類、工場等ごとに認証の技術的基準に基づき認証を行う

対象
飲食良品・油脂・農産物・林産物・畜産物・水産物・
これらを原料又は材料として製造し、または加工したもの

JAS製材品・合板JAS・フローリングJAS 等

②木材関係のJAS製品

厳格な審査・管理が生み出す、安定した品質・性能を保証した建築資材

■品質・性能を保証するための規格

製　材	合　板	フローリング
●寸法 ●強度 　ー機械等級 　ー目視等級 ●含水率 ●保存処理 など	●寸法 ●含水率 ●強度 ●接着 ●板面の品質 ●ホルムアルデヒド放散量 など	●寸法 ●含水率 ●接着 ●板面の品質 ●ホルムアルデヒド放散量 など

③製材JASの規格区分

区分					説　明
製材	構造用製材				建築物の構造耐力上主要な部分に使用する針葉樹の製材 土台、火打土台、大引、根太、床束、通し柱、管柱、胴差、梁、桁、筋かい、小屋束、母屋、棟木、垂木等。
		目視等級区分			構造用製材のうち、節、丸身等材の欠点を目視により測定し、等級区分
			甲種構造材		主として高い曲げ性能を必要とする部分に使用 土台、大引、根太、梁、桁、筋かい、母屋
				甲種Ⅰ	1. 木口の短辺（厚さ）が36mm未満 2. 木口の短辺が36mm以上、かつ、長辺が90mm未満
				甲種Ⅱ	木口の短辺が36mm以上、かつ、長辺が90mm以上
			乙種構造材		主として圧縮性能を必要とする部分に使用 通し柱、管柱、間柱、床束、小屋束等
		機械等級区分			機械によりヤング係数を測定し、等級区分 材面の品質は、目視等級区分の乙種構造用の３級の基準を満たす
	造作用製材				敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用する針葉樹製材
	下地用製材				屋根、床、壁等の建築物の下地（外部から見えない部分）に使用する針葉樹製材
	広葉樹製材				広葉樹を材料とする製材
枠組壁工法構造用製材					枠組壁工法建築物の構造耐力上、構造部材として使用する針葉樹製材